

## 羽陽学園短期大学研究行動規範

羽陽学園短期大学の教職員は、公正かつ適正な研究の遂行及びその支援に努めなければならない。

- 1 本学教職員は、公的研究費が、貴重な国費に基づくものであり、研究者個人への研究費補助の名目であっても、研究機関としての本学に交付されたものであることをよくわきまえ、研究費使用およびその管理にあたり、法令・通知及び本学規程・規則・使用ルールを遵守しなければならない。
- 2 本学教職員は、研究の遂行およびその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。また、実体を伴わない講師料・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体の伴わない旅費の支払い等、研究費の不正使用を疑われるような行動をとってはならない。
- 3 本学教職員は、公的研究費による研究データ・資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
- 4 本学教職員は、研究活動及びその支援の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 5 本学教職員は、研究活動及びその支援の過程で、研究活動に係る不正行為・研究費の不正使用の疑いを指摘できる事案に遭遇した場合にはそれを放置せず、公的研究費不正防止委員または総務課に通知するなど、適切な処理を行わなければならない。

平成29年2月23日

(定例教授会 決定事項)